

上尾市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上尾市消防団に積極的に協力している事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）に対し、消防団協力事業所表示証（事業所等に対し、消防団の活動に協力する証として交付する表示証をいう。以下単に「表示証」という。）を交付することにより、地域の消防防災力の充実強化の一層の推進を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「協力事業所」とは、市長が消防団の活動に協力している事業所等として認め、表示証を交付した事業所等をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、上尾市消防団協力事業所表示証交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 消防団長等（消防団長のほか、自治会長等の消防団の活動を支援する者をいう。）は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(協力事業所の認定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による推薦があったときは、その内容を審査の上、当該事業所等が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員等が消防団員として、2人以上入団している事業所等
- (2) 従業員等の消防団の活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等
- (4) その他消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災力の充実強化に寄与していると市長が特に認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、協力事業所の認定を行った

ときは、当該事業所等（消防に係る法令に違反している事業所等を除く。）に表示証（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等の所在地が他の市町村である場合は、協議の上、当該他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

（表示証の表示）

第6条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等の名称、表示証の交付を受けた年月を付して、表示証を表示することができる。

- 2 協力事業所として認定した事業所等の所在地が他の市町村である場合は、前項の規定による表示のほか、当該事業所等が所在する市町村等の名称も併せて表示することができる。

- 3 協力事業所は、前2項の規定により表示証を表示するときは、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

- 4 前項各号に掲げる場所等に表示証を表示するときは、第2号様式に規定する表示証の寸法を同率に拡大し、又は縮小して表示することができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第7条 市長は、上尾市消防団協力事業所表示証交付整理簿（第3号様式）を備え、事業所等に表示証を交付したときは、当該整理簿に表示証の交付に係る事業所等の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

（表示証の有効期間）

第8条 表示証の有効期間は、原則として、第4条の規定による認定をした日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合の表示証の有効期間の終期は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年を経過した日とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条の規定による表示を行うことができない。

3 市長は、表示証の有効期間が満了する前に、協力事業所の協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新することができるものとする。この場合において、表示証の有効期間は、当該認定の更新をした日から2年間とする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、若しくは休止したとき、第4条各号の規定に該当しなくなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又は協力事業所としての表示が適当でないとき認めるときは、協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該認定を取り消した理由を文書により当該事業所等に通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、上尾市消防団に対する協力の内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(事務の所掌)

第11条 協力事業所の認定に関する事務は、消防本部消防総務課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協力事業所の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。